

令和 7 年 5 月 1 日

○規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方自治法施行令が一部改正され、随意契約の方法により契約を締結することができる場合の予定価格の基準額が引き上げられたことに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

随意契約の方法により契約を締結することができる場合の予定価格の上限額を次のように引き上げることとする。(第22条関係)

区 分	改 正 後	改 正 前
工事又は製造の請負	200万円	130万円
財産の買入れ	150万円	80万円
物件の借入れ	80万円	40万円
財産の売払い	50万円	30万円
物件の貸付け	30万円	
その他のもの	100万円	50万円

[適 用]

公布の日

小田原市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 27 号

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則（昭和 39 年小田原市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 号中「80 万円」を「150 万円」に改め、同条第 3 号中「40 万円」を「80 万円」に改め、同条第 4 号中「30 万円」を「50 万円」に改め、同条第 6 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。